

第 65 回会合の議論を踏まえた  
テレコムサービス協会 F V N O 委員会への追加質問及び回答

問 今回、固定通信分野で、光 I P 電話について、特定卸電気通信役務として提供義務を課すか否かが議論になっていると思います。その中で番号ポータビリティという観点で、番号が変わることが非常にまずいという議論がありましたが、これは逆に、番号ポータビリティが可能になれば、それほど光 I P 電話の提供義務は重要ではなくなるのでしょうか。

(酒井構成員)

(答)

○ I P マイグレが完了すれば番ポの問題が解消される点については認識齟齬ございません。それは双方向番号ポータビリティが計画通りに実現となる場合であり、実現に至るまでは光 I P 電話を「特定卸役務」の対象とするとともに、光 I P 電話卸料金の値下げを要望いたします。その理由について、以下回答いたします。

- ・ 法人・個人事業主を主な対象とするコラボ事業者は、個人宅を対象としているコラボ事業者とは異なり、業務上必要な固定電話として光 I P 電話契約率が高く、多数のお客様にご契約いただいております。
- ・ 法人・個人事業主で光 I P 電話契約が多い理由は、固定電話が業務上必要であり、番号ポータビリティだけが理由ではございません。
- ・ 上記の点から、法人・個人事業主を主な対象とするコラボ事業者は、光 I P 電話の影響は多く、光 I P 電話の卸料金についても、光回線同様に値下げを検討いただきたい。